



# 山形県公報

令和8年3月24日(火)  
第689号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……198
- 山形県私立学校規則の一部を改正する規則……………(高等教育政策・学事文書課) ……199
- 山形県聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) ……200
- 山形県行政手續条例施行規則等の一部を改正する規則……………( 同 ) ……同
- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……201
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……202
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(産業技術イノベーション課) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則…( 同 ) ……206
- 山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則……………(県民文化芸術振興課) ……同
- 山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……210

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……218
- 山形県私立中学校設置基準の一部を改正する規程……………(高等教育政策・学事文書課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……219
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(産業技術イノベーション課) ……同
- 指定納付受託者の指定……………(県産品・貿易振興課) ……222
- 土地改良区清算人の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………( 同 ) ……223
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下 水 道 課) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……224
- 同……………( 同 ) ……同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………(河 川 課) ……同
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……225

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則…226

- 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県教育委員会聴聞の手續に関する規則の一部を改正する規則……………227

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の解散…………… 同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………228

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手續）等の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則……………244
- 山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手續）の一部を改正する規則……………245
- 山形県人事委員会規則14-5（聴聞の手續に関する規則）の一部を改正する規則…………… 同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局聴聞の手續に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局聴聞の手續に関する規程の一部を改正する規程……………246

公 告

- 令和8年度調理師試験の実施……………（食品安全衛生課）… 同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）… 同
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………（農業経営・所得向上推進課）…247
- 同……………（同）…248
- 同……………（同）… 同
- 同……………（同）…249
- 同……………（同）…250
- 同……………（同）…251
- 同……………（同）…252
- 監査結果の公表……………（監査委員）… 同
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…258

規 則

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第3項を削る。



別記様式第16号別紙1中 


 を 


 に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第12号**

**山形県聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則**

山形県聴聞の手続に関する規則（平成6年9月県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

山形県行政手続条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第13号**

**山形県行政手続条例施行規則等の一部を改正する規則**

（山形県行政手続条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県行政手続条例施行規則（平成8年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 山形県行政手続条例第15条第4項（同条例第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5に規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第2条 山形県職員等に対する退職手当支給条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年7月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第14号

##### 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「受付」を「受付（山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該届出が行われる場合を除く。）」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第15号

##### 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項を次のように改める。

##### 1 飲食店営業

(1) 自動車において調理をするもの（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。）と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売するものを除く。）にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 簡易な営業にあつては、1日の営業においておおむね40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ロ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業においておおむね80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ハ 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業においておおむね200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものにあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

イ 施設（全自動調理機を含む。ロ及びへにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。

ロ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。

ハ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。

ニ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。

ホ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。

へ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

##### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第16号**

**山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中	を	「	920円	「	1,000円	に改める。
		15,600	18,300			
		19,800	22,100			
		3,340	3,530			
		14,900	17,000			
		8,320	9,350			
		19,000	20,800			
		62,800	75,600			
		5,690	6,250			
		8,970	9,500			
		3,070	3,300			
		18,200	21,200			
		62,400	65,800			
		5,690	6,250			
		8,970	9,500			
		2,310	2,440			
		13,700	15,800			
		50,600	53,300			
		5,690	6,250			
		8,970	9,500			
880	960					
660	720					

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第17号**

**山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則**

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	繊維引張試験機	30分	550円	」を
	「	繊維引張試験機	30分	1,260円	」に、

繊維実体顕微鏡	30分	400円
一般木工工作機械（のこ盤、かんな盤、角のみ盤、面取り機、木工旋盤、ベルトサンダー、コーナーロックキング、ほぞ取り盤、ルーターマシン等）	30分	240円
一般木工プレス機械（組立プレス、フラッシュプレス等）	30分	40円
NC木工機械（NCルーター、NCラジアルソー）	30分	1,410円

を

一般木工工作機械（のこ盤、かんな盤、角のみ盤、面取り機、木工旋盤、ベルトサンダー、コーナーロックキング、ほぞ取り盤、ルーターマシン等）	30分	500円
一般木工プレス機械（組立プレス、フラッシュプレス等）	30分	290円
NC木工機械（NCルーター、NCラジアルソー）	30分	1,710円

に、

粗粉碎機	30分	2,150円
土練機	30分	560円

を

粗粉碎機	30分	2,150円
------	-----	--------

に、

パン型造粒機	1時間	690円
加圧成形機	1時間	830円
陶芸用焼成炉	1時間	1,330円
落下衝撃試験装置	30分	2,110円
小型環境試験機	1時間	700円
振動試験装置	1時間	2,730円

を

陶芸用焼成炉	1時間	1,350円
落下衝撃試験装置	30分	2,510円
小型環境試験機	1時間	890円
振動試験装置	1時間	2,940円

に、

「1,030円」を「1,160円」に、「640円」を「650円」に、「2,790円」を

「3,170円」に、

9,210円
12,700円
5,960円
530円
360円

を

9,220円
12,800円
6,340円
610円
440円

に、「30分」

960円
------

を

「30分」

1,150円
--------

に、「7,770円」を「7,780円」に、

サブミクロンフォーカスエックス線検査装置	30分	2,380円	を
超精密加工機	30分	3,870円	

サブミクロンフォーカスエックス線検査装置	30分	2,790円	に、
----------------------	-----	--------	----

4,360円	を	4,380円	に、	30分	を	1,600円
2,040円		2,050円				
2,480円		2,500円				

30分	1,700円	に、
-----	--------	----

表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1,960円	を
レーザー干渉計システム	30分	1,510円	
真円度測定機	30分	1,310円	
画像測定機	30分	1,750円	
三次元表面構造解析顕微鏡	30分	3,150円	
万能測長機	30分	810円	
万能測定顕微鏡	30分	630円	

表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1,970円	に、
レーザー干渉計システム	30分	1,520円	
真円度測定機	30分	1,330円	
画像測定機	30分	1,760円	
三次元表面構造解析顕微鏡	30分	3,190円	

射出成形機	30分	1,040円	を
-------	-----	--------	---

射出成形機	30分	1,050円	に、
-------	-----	--------	----

2,380円	を	2,390円	に、
1,000円		1,160円	

生物顕微鏡システム	30分	430円	を
凍結乾燥機	1時間	650円	
レトルト高圧蒸気滅菌器	1時間	390円	
恒温器	24時間	400円	

生物顕微鏡システム	30分	580円	に、
凍結乾燥機	1時間	680円	
送風乾燥機	24時間	2,960円	
レトルト高圧蒸気滅菌器	1時間	640円	
恒温器	24時間	650円	

7,400円	を	7,960円	に、	4,020円	を	4,040円	に、
--------	---	--------	----	--------	---	--------	----

低温インキュベーター	24時間	1,460円	を
食品用圧縮試験装置	30分	590円	

低温インキュベーター	24時間	1,980円
食品用圧縮試験装置	30分	590円
クリーンベンチ	1時間	530円

に、

「180円」を「390円」に、

試料切断機	30分	880円
大気焼成炉	1時間	2,750円
雰囲気可変焼成炉	1時間	2,200円
真空熱処理炉	1時間	2,410円
通電焼結装置	1時間	5,240円
金属溶解炉	1時間	3,880円

を

試料切断機	30分	890円
大気焼成炉	1時間	2,810円
真空熱処理炉	1時間	2,420円
金属溶解炉	1時間	3,930円

に、

「3,130円」「1,670円」「1,800円」を「3,150円」「1,690円」「1,930円」に、「4,090円」を「4,100円」に、

顕微赤外分光分析装置	30分	1,170円
------------	-----	--------

を

分光測色計	30分	810円
顕微赤外分光分析装置	30分	1,300円

に、

アートワーク作成装置	1時間	1,610円
スピンコーター	30分	660円

を

「スピンコーター」を「30分」「720円」に、「3,420円」を「3,500

円」に、「10,150円」を「15,800円」に、「3,070円」「2,860円」を「3,090円」「2,870円」に、

「30分」「980円」を「30分」「1,220円」に、

光学式膜厚計	30分	650円
陽極接合装置	1時間	390円

を

光学式膜厚計	30分	650円
--------	-----	------

に、

6,570円	6,910円
1,210円	1,330円
4,260円	4,370円
3,800円	3,910円
3,250円	3,360円
2,100円	2,210円
1,850円	1,950円

「10,520円」を「10,540円」に、

1,600円	を	1,680円
2,350円		2,460円
2,480円		2,600円
1,440円		1,510円
1,460円		1,530円
1,510円		1,580円
890円		920円
960円		990円

に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第18号**

**山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中

3,250円	を	3,350円	に、	3,670円	を	4,020円
5,150円		5,650円		15,830円		16,290円
2,760円		3,030円		16,680円		18,720円
				6,880円		7,500円
				5,660円		5,930円

に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第19号**

**山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県総合文化芸術館条例施行規則（令和元年10月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
舞台設備	音響反射板	一式	4,480円	1,460円
	オーケストラピット	一式	4,950円	1,610円
	所作台	一式	7,450円	2,420円
	花道用所作台	一式	2,860円	930円
	仮設鳥屋囲い	一式	570円	190円
	松羽目	一式	1,940円	630円
	平台	1台	120円	40円
	開き足、箱足、木台	1台	60円	20円
	演台	一式	730円	240円
	司会者台	1台	370円	120円
	金びょうぶ	1双	1,480円	480円
	銀びょうぶ	1双	1,480円	480円
	鳥の子びょうぶ	1双	1,480円	480円
	国旗	1枚	110円	40円

	県旗	1枚	110円	40円
	つり 吊看板	一式	560円	180円
	めくり台	1台	120円	40円
	人形立て	1本	60円	20円
	リノリウム	1枚	370円	120円
	地がすり	一式	820円	270円
	しゃ 紗幕	一式	960円	310円
	ひ 緋毛せん	1枚	130円	40円
	紺毛せん	1枚	130円	40円
	長座布団	1枚	250円	80円
	高座用座布団	1枚	250円	80円
	上敷ござ	1枚	120円	40円
	指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）	一式	350円	110円
	演奏者用譜面台	1台	180円	60円
	演奏者用椅子	1脚	110円	40円
	譜面灯	1台	80円	30円
	コントラバス用椅子	1脚	120円	40円
	ピアノ椅子	1脚	120円	40円
ピアノ	グランドピアノ（スタインウェイ）	1台	12,000円	3,900円
	グランドピアノ（ベヒシュタイン）	1台	6,720円	2,180円
映写設備	ビデオプロジェクター	一式	17,140円	5,570円
	スクリーン	1張	1,940円	630円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,340円	440円
	移動用モニター	1台	560円	180円
音響設備	拡声装置（ダイナミックマイクロホン1本を含む。）	一式	2,980円	970円
	つり 三点吊マイクロホン装置	一式	960円	310円
	移動型スピーカー	1台	390円	130円
	移動型アンプ	1台	570円	190円
	16ch移動型ミキサー	1台	1,700円	550円
	32ch移動型ミキサー	1台	3,400円	1,110円
	ダイレクトボックス	1台	560円	180円
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,100円	360円
	ダイナミックマイクロホン	1本	960円	310円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,180円	380円
	マイクロホンスタンド	1本	280円	90円
	録音再生機器	1台	1,340円	440円
照明設備	ボーダーライト	1列	1,180円	380円
	アッパーホリゾントライト	1列	1,480円	480円
	ローアホリゾントライト	1列	1,480円	480円
	サスペンションライト	1列	1,780円	580円
	ブリッジライト	1列	2,670円	870円
	フロントサイドスポットライト	1区間	1,480円	480円
	第1シーリングスポットライト	1列	3,290円	1,070円
	第2シーリングスポットライト	1列	4,940円	1,610円
	トーマンタルスポットライト	1基	730円	240円

	バルコニスポットライト	1列	1,780円	580円
	フォロースポットライト	1台	3,700円	1,200円
	ストリップライト	1台	130円	40円
	スポットライト（500ワット以下）	1台	250円	80円
	スポットライト（500ワット超1キロワット以下）	1台	370円	120円
	スポットライト（1キロワット超）	1台	490円	160円
	パーライト	1台	370円	120円
	LEDパーライト	1台	620円	200円
	ムービングライト	1台	4,480円	1,460円
	エフェクトスポットライト用効果マシン	1台	730円	240円
	先玉	1個	180円	60円
	ミラーボール	1台	730円	240円
	星球	一式	730円	240円
	スモークマシン	1台	1,480円	480円
	効果器	1台	730円	240円
	カラーフィルタ	1枚	170円	60円
	スタンド	1本	280円	90円
	ラダースタンド	1基	580円	190円
	2連アーム	1本	220円	70円
	平置きベース	1台	60円	20円
	移動型調光ボックス	1台	260円	80円
	据置型調光卓	1台	4,480円	1,460円
	移動型調光卓	1台	4,480円	1,460円
その他	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円

別表第1第2項の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額	
共通	演奏者用譜面台	1台	100円	30円	
	コントラバス用椅子	1脚	120円	40円	
	背ありピアノ椅子	1脚	120円	40円	
	音響ユニット	一式	3,250円	1,060円	
	移動式スピーカー	1台	370円	120円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	630円	200円	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	910円	300円	
	マイクロホンスタンド	1本	280円	90円	
	ビデオプロジェクター	一式	1,130円	370円	
	スクリーン	1張	340円	110円	
	シャワー室	1室	560円	180円	
		持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円
	スタジオ1	簡易ステージ	1台	300円	100円
指揮台（指揮者用譜面台及び指揮者用椅子を含む。）		一式	260円	80円	
グランドピアノ		1台	5,990円	1,950円	
LEDパーライト		1台	620円	200円	
調光操作卓		一式	1,370円	450円	
スタジオ2	簡易ステージ	1台	300円	100円	

	リノリウム	1枚	180円	60円
	グランドピアノ	1台	3,420円	1,110円
	LEDパーライト	1台	620円	200円
	調光操作卓	一式	1,370円	450円
練習室1	グランドピアノ	1台	3,420円	1,110円
練習室2	アップライトピアノ	1台	1,120円	360円
練習室4	ドラムセット	一式	1,020円	330円
	キーボード	一式	1,020円	330円
	ギターアンプ	1台	1,020円	330円
	ベースアンプ	1台	1,020円	330円
	音響ユニット	一式	3,990円	1,300円

別表第1第3項の表中備考以外の部分を次のように改める。

設備名	単位	使用料の額	加算額
ビデオプロジェクター	一式	1,130円	370円
スクリーン	1張	340円	110円
持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円

別表第1第4項の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	設備名	単位	使用料の額	加算額
共通	持込み器具用電源設備	1キロワット	1時間当たり 70円	1時間当たり 90円
ロビー	演奏者用譜面台	1台	100円	30円
	コントラバス用椅子	1脚	120円	40円
	背ありピアノ椅子	1脚	120円	40円
	移動式スピーカー	1台	370円	120円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	910円	300円
	マイクロホンスタンド	1本	280円	90円
	ビデオプロジェクター	一式	1,130円	370円
	スクリーン	1張	340円	110円
	シャワー室	1室	560円	180円
ピロティ及びイベント広場	テント	一式	1,460円	150円
	折り畳み机	1台	220円	20円
	折り畳み椅子	1脚	110円	10円
	音響ユニット	一式	2,640円	260円
	水道	1口	470円	50円

別表第1第4項の表の備考第1項中「に係る」を「及びロビーの項に係る」に改め、同備考に次の1項を加える。

- ロビーの項に定める額は、午前9時から正午までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後6時から午後10時までの間の各1回当たりの使用料の額並びに午後10時から翌日の午前9時までの間の1時間当たりの使用料の加算額である。

別表第2の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	加算額
大ホール	条例別表第2第1項の表に定める午後6時から午後10時までの使用時間に係る金額を4で除した額に1.3を乗じた額
小楽屋1	300円
小楽屋2	

小楽屋3		200円
小楽屋4		
中楽屋1	全部使用	200円
	分割使用	100円
中楽屋2		200円
中楽屋3		
大楽屋1		400円
大楽屋2		300円
大楽屋3		
スタジオ1		2,000円
スタジオ2	全部使用	2,200円
	分割使用	1,100円
練習室1		1,200円
練習室2		700円
練習室3		600円
練習室4		200円
会議室1		400円
会議室2		
会議室3		
ロビー	1平方メートル当たり	8円
ピロティ	1平方メートル当たり	1円
イベント広場	1平方メートル当たり	1円

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第20号**

**山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「41,970円」 を 「45,740円」 に、 「52,460円」 を 「57,180円」 に改める。

別表第4第1項の表悠創の丘の項中

570円	760円	1,520円
2,250円	3,000円	6,000円
390円	520円	1,040円
1,650円	2,200円	4,400円

を

600円	800円	1,600円
2,430円	3,240円	6,480円

に、「420円」を「450円」に改め、同表蔵王みはらしの丘

420円	560円	1,120円
1,770円	2,360円	4,720円

ミュージアムパークの項中「10,290円」を「11,210円」に、「20,580円」を「22,420円」に、「130円」を「140円」に、「260円」を「280円」に、「4,110円」を「4,470円」に、「8,220円」を「8,940円」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「2,060円」を「2,240円」に、「4,120円」を「4,480円」に改め、同表庄内空港緩衝緑地の項中「210円」を「220円」に、「420円」を「440円」に、「1,150円」を「1,250円」に、「3,250円」を「3,540円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「1,340円」を「1,460円」に、「2,680円」を「2,920円」に改め、同表最上中央公園の項中「910円」を「990円」に、「1,820円」を「1,980円」に、「1,800円」を「1,960円」に、「3,600円」を「3,920円」に、「9,020円」を「9,830円」に、「36,100円」を「39,340円」に、「450円」を「490円」に、「900円」を「980円」に改め、最上川ふるさと総合公園の項中「120円」を「130円」に、「500円」を「540円」に、「690円」を「750円」に、「19,940円」を「21,730円」に、「39,880円」を「43,460円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に改め、同表山形県総合運動公園の項中

「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,040円
----------------	------------------

」を「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,130円
----------------	------------------

」に、「2,080円」を

「2,260円」に、「4,160円」を「4,520円」に、「10,390円」を「11,320円」に、「41,550円」を「45,280円」に、

「50円」を「60円」に、「

1人1時間当たり 100円
------------------

」を「

1人1時間当たり 120円
------------------

」に、「490円」を「530円」に、「980円」を「1,060円」に、「1,210円」を「1,310円」に、「2,420円」を「2,620円」に、「2,440円」を「2,650円」に、

「4,880円」を「5,300円」に、「12,170円」を「13,260円」に、「48,690円」を「53,070円」に、「610円」を「660円」に、「1,220円」を「1,320円」に、「310円」を「330円」に、「620円」を「660円」に、「30円」を「40円」に、「60円」を「80円」に、「460円」を「500円」に、「920円」を「1,000円」に、「930円」を「1,010円」に、「1,860円」を「2,020円」に、「4,620円」を「5,030円」に、「18,470円」を「20,130円」に、「230円」を「250円」に、「110円」を「120円」に、「220円」を「240円」に、「20円」を「30円」に、

「

上記以外の場合	1人1時間当たり 40円
---------	-----------------

」を「

上記以外の場合	1人1時間当たり 60円
---------	-----------------

」に、「2,020円」を

「2,200円」に、「4,040円」を「4,400円」に、「1,010円」を「1,100円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「140円」を「150円」に、「2,800円」を「3,000円」に、「280円」を「300円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を

「580円」に、「

レクリエーション プール
-----------------

」を「

レクリエーション プール
-----------------

」に、「340円」を「370円」に、「420円」を「450円」に、「680円」を「740円」に、「840円」を「900円」に、「1,840円」を「2,000円」に、「3,680円」を「4,000円」に、

「

1人1回当たり 100円
-----------------

」を「

1人1回当たり 110円
-----------------

」に、「200円」を「220円」に、「530円」を「570円」に、

「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 380円
----------------	----------------

」を

「

児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 410円
----------------	----------------

」に、「760円」を「820円」に、「190円」を「200円」に、

「

上記以外の場合	1時間当たり 380円
---------	----------------

」を「

上記以外の場合	1時間当たり 400円
---------	----------------

」に、「520円」を

「560円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 1,040円
---------	------------------

を、

上記以外の場合	1時間当たり 1,120円
---------	------------------

に、  
 「1,930円」を「2,100円」に、「3,860円」を「4,200円」に、「7,720円」を「8,400円」に、「19,310円」を  
 「21,040円」に、「77,220円」を「84,160円」に、「1,450円」を「1,580円」に、「2,900円」を「3,160円」に、  

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,280円
--------------------	------------------

を、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,390円
--------------------	------------------

に、「2,560円」を  
 「2,780円」に、「970円」を「1,050円」に、「1,940円」を「2,100円」に、「640円」を「690円」に、  

上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
---------	------------------

を、

上記以外の場合	1時間当たり 1,380円
---------	------------------

に、「480円」を  
 「520円」に、「960円」を「1,040円」に、

児童生徒が使用す る場合	1人1時間当たり 40円
-----------------	-----------------

を  

児童生徒等が使用 する場合	1人1時間当たり 50円
------------------	-----------------

に、「80円」を「100円」に改め、同表中山公園の項を次のように改  
 める。

中山公園	野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,140円	3,540円	4,630円	9,370円	1時間当たり 1,140円
				上記以外の場合	1時間当たり 2,280円	7,080円	9,260円	18,740円	1時間当たり 2,280円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 2,280円	7,080円	9,260円	18,750円	1時間当たり 2,280円
				上記以外の場合	1時間当たり 4,560円	14,160円	18,520円	37,500円	1時間当たり 4,560円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合（職業野球に使用する場合を除く。）	入場料金を領収しない場合	平日の場合	1時間当たり 3,540円	7,890円	11,660円	20,930円	1時間当たり 5,250円
				土曜日等の場合	1時間当たり 4,340円	9,370円	13,830円	24,990円	1時間当たり 6,180円
	入場料金を領収する場合	平日の場合	1時間当たり 14,180円	31,560円	46,660円	83,710円	1時間当たり 21,040円		
		土曜日等の場合	1時間当たり 17,370円	37,510円	55,360円	99,960円	1時間当たり 24,690円		

	職業野球に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり					1時間当たり
		21,150円	47,240円	69,870円	124,660円	31,330円			
	入場料金を領収する場合	平日の場合		1日当たり最高入場料金の300人分に相当する額（その額が368,270円に満たない場合は、368,270円）					
		土曜日等の場合		1日当たり最高入場料金の400人分に相当する額（その額が486,070円に満たない場合は、486,070円）					
第2野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり					1時間当たり
		460円	1,470円	1,920円	3,860円	460円			
	上記以外の場合		1時間当たり					1時間当たり	
	920円	2,940円	3,840円	7,720円	920円				
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり					1時間当たり	
	1,820円	3,940円	5,820円	10,440円	2,590円				
土曜日等の場合		1時間当たり					1時間当たり		
2,120円	4,670円	6,950円	12,430円	3,070円					
運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり
			390円	1,170円	1,560円	3,120円	390円		
	上記以外の場合		1時間当たり					1時間当たり	
	780円	2,340円	3,120円	6,240円	780円				
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり					1時間当たり	
		180円	540円	720円	1,440円	180円			
上記以外の場合		1時間当たり					1時間当たり		
360円	1,080円	1,440円	2,880円	360円					
アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり					1時間当たり	
	1,160円	2,740円	4,030円	7,310円	1,820円				
土曜日等の場合		1時間当たり					1時間当たり		
1,470円	3,360円	4,970円	8,990円	2,270円					

別表第4第1項の表弓張平公園の項中「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「2,100円」を「2,280円」に、「4,200円」を「4,570円」に、「1,570円」を「1,710円」に、「3,150円」を「3,430円」に、「5,250円」を「5,720円」に、「10,490円」を「11,430円」に、「240円」を「260円」に、「480円」を「520円」に、「490円」を「530円」に、「980円」を「1,060円」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「310円」を「330円」に、「620円」を「660円」に、「250円」を「270円」に、「500円」を「540円」に、「120円」を「130円」に、「30円」を「40円」に、「60円」を「80円」に改め、同表の注書中「146,900円」を「160,120円」に改め、同別表第2

100円
100円
100円
100円
320円

110円
110円
110円
110円
340円

210円	420円	220円	450円
50円	100円	60円	110円
50円		60円	
100円		110円	
50円		60円	
50円		60円	
100円		120円	
40円		50円	
90円		100円	
160円	330円	170円	350円
	110円		120円
430円	860円	460円	930円
100円		110円	
20円		30円	
1,850円		2,010円	
32,000円	160,010円	34,880円	174,410円
21,340円	106,660円	23,260円	116,250円
16,010円	80,010円	17,450円	87,210円
6,400円	32,000円	6,970円	34,880円
3,200円	16,010円	3,480円	17,450円
5,970円	9,910円	6,500円	10,800円
9,910円	17,780円	10,800円	19,380円
100円		110円	
20円		30円	
1,500円		1,630円	
500円		600円	
50円		60円	
1,000円		1,200円	
100円		120円	
60円		60円	
110円		120円	
	460円		500円
	940円		1,000円
	1,100円		1,200円
	110円		120円
	110円		120円
	100円		110円
	100円		110円
330円	650円	350円	700円
160円	330円	170円	350円
140円	300円	150円	320円
150円	320円	160円	340円
30円	60円	40円	70円
	140円		150円
	590円		640円
	390円		420円
	1,550円		1,680円
140円	300円	150円	320円
140円	300円	150円	320円

項の表中

を

に改め、同別表第3項の表中

60円	120円
120円	250円
1,030円	2,060円
430円	860円
270円	
140円	
50円	
220円	
160円	
50円	
140円	
30円	
30円	
50円	
40円	
130円	
50円	
280円	
30円	
850円	
100円	
210円	
210円	
650円	1,300円
10円	20円
10円	20円
50円	100円
200円	400円
110円	230円
140円	
50円	
30円	
30円	
100円	
30円	
30円	
30円	60円
30円	
160円	
40円	80円
270円	520円
60円	120円
	100円
	640円
70円	
750円	
	680円
	100円
50円	

70円	130円
130円	270円
1,120円	2,240円
460円	930円
290円	
150円	
60円	
230円	
170円	
60円	
150円	
40円	
40円	
60円	
50円	
140円	
60円	
300円	
40円	
920円	
110円	
220円	
220円	
700円	1,410円
20円	30円
20円	30円
60円	110円
210円	430円
120円	250円
150円	
60円	
40円	
40円	
110円	
40円	
40円	
40円	70円
40円	
170円	
50円	90円
290円	560円
70円	130円
	110円
	690円
80円	
810円	
	740円
	110円
60円	

570円	
50円	
100円	
3,630円	
1,810円	
120円	250円
50円	100円
50円	
100円	
50円	
50円	
440円	1,450円
720円	
50円	
70円	
130円	
370円	
490円	
300円	590円
1,750円	2,180円
1,470円	1,760円
300円	590円
580円（1 賄い日につき 1,160円を超える場合は、 1,160円）	1,150円（1 賄い日につき 2,320円を超える場合は、 2,320円）
700円	1,400円
440円	880円
440円	
24,130円	155,290円
15,940円	
12,070円	
7,970円	
220円	440円
220円	440円
	100円
	100円
	100円
	10円
	170円
	100円
	250円
	120円
	400円

620円	
60円	
110円	
3,950円	
1,970円	
130円	270円
60円	110円
60円	
110円	
60円	
60円	
470円	1,580円
780円	
60円	
80円	
140円	
400円	
530円	
320円	640円
1,900円	2,370円
1,600円	1,910円
320円	640円
630円（1 賄い日につき 1,260円を超える場合は、 1,260円）	1,250円（1 賄い日につき 2,520円を超える場合は、 2,520円）
760円	1,520円
470円	950円
470円	
26,300円	169,260円
17,370円	
13,150円	
8,680円	
230円	470円
230円	470円
	110円
	110円
	110円
	20円
	180円
	110円
	270円
	130円
	430円

1,150円	1,320円	4,140円	4,760円
1,150円	1,320円	3,540円	4,070円
1,650円	1,890円	2,250円	2,580円
810円	930円	1,130円	1,290円
		740円	850円
		560円	640円
		1,820円	2,090円

13,220円	15,200円	1,840円	2,110円
11,750円	13,510円	1,800円	2,070円
11,440円	13,150円	530円	600円
12,170円	13,990円	300円	340円
11,220円	12,900円		
770円	880円		
730円	830円		
370円	420円		
240円	270円		
180円	200円		

790円	900円	750円	860円
480円	550円	3,500円	4,020円
260円	290円	2,630円	3,020円
		1,750円	2,010円
		880円	1,010円

3,560円	4,090円	370円	420円
2,670円	3,070円	190円	210円
1,780円	2,040円	230円	260円
110円	120円	110円	120円
190円	210円		
210円	240円		

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第196号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和8年2月18日招集した山形県議会定例会は、同年3月18日閉会した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第197号**

山形県私立中学校設置基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県私立中学校設置基準の一部を改正する規程**

山形県私立中学校設置基準（昭和61年3月県告示第292号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「その他」を「主務教諭その他」に改め、同条第3項中「以下」を「同条第1項の規定により教諭を置かない場合における主務教諭を含む。同条第2項において同じ。」（以下）に改める。

第5条第1項中「教頭」を「教頭を、主務教諭（学校教育法（昭和22年法律第26号）第49条において準用する同法第37条第20項（第2号に係る部分に限る。）の規定により置かれるものを除く。）を置くときは教諭」に、「主幹教諭」を「主幹教諭又は主務教諭」に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

**山形県告示第198号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	ピース五日町 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル	就労継続支援（B型）	40名	令和 8. 4. 1
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	ピースしみず 新庄市金沢1790番地	就労継続支援（B型）	20名	同

山形県告示第199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ころね 酒田市こあら一丁目5番地の11	グループホームこるり 酒田市亀ヶ崎七丁目9番8号	共同生活援助	令和 8. 3. 10

山形県告示第200号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中

「		圧縮試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	1,350円	を
		曲げ試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	2,460円	
「		圧縮試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	1,350円	に、
「	土木建設製品	圧縮試験（コア供試体）	1 試験 1 試料	3,310円	を
		大型製品試験（コンクリート二次製品等）	1 試験 1 試料	5,860円	
		一般物性試験（A）（静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等）	1 試験 1 試料	1,210円	
		一般物性試験（B）（水分、重さ、引裂、撥水 <sup>はっ</sup> 水等）	1 試験 1 試料	1,010円	

	土木建設製品	圧縮試験（コア供試体）	1 試験 1 試料	3,310円
		一般物性試験（A）（静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等）	1 試験 1 試料	1,970円
		一般物性試験（B）（水分、重さ、引裂、撥水等）	1 試験 1 試料	1,470円

に、

1,320円
840円

を

1,910円
1,390円

に、

1 試験 24時間	29,500円
1 試験 8時間	5,680円

を

1 試験 8時間	11,700円
1 試験 8時間	5,900円

に、

塩水噴霧試験	1 試験 24時間	5,380円
複合サイクル試験	1 試験 8時間	5,010円
密度測定（見掛密度、かさ密度等）	1 試験 1 試料	3,520円

を

塩水噴霧試験	1 試験 24時間	5,410円
複合サイクル試験	1 試験 8時間	5,060円
密度測定（見掛密度、かさ密度等）	1 試験 1 試料	3,520円
密度測定（見掛密度、かさ密度等）（密度こうばい管を用いたもの）	1 試験 1 試料	4,980円

に、

2,060円
3,170円

を

2,060円。ただし、測定時間が20時間を超える場合は、2,060円にその20時間を超える測定時間20時間につき2,060円を加算した額

3,570円。ただし、測定時間が8時間を超える場合は、3,570円にその8時間を超える測定時間8時間につき3,570円を加算した額

に、

落下衝撃試験	1 試験	1 試料	3,530円	を
振動試験	1 試験	1 試料	4,870円	
精密測定試験（並級）	1 試験	1 試料	1,680円	
精密測定試験（中級）	1 試験	1 試料	3,640円	
精密測定試験（精級）	1 試験	1 試料	4,630円	

落下衝撃試験	1 試験	1 試料	3,630円	に、
振動試験	1 試験	1 試料	5,430円	
精密測定試験（並級）	1 試験	1 試料	1,700円	
精密測定試験（中級）	1 試験	1 試料	3,640円	

サブミクロンフォーカス エックス線検査	1 試験	1 試料	4,530円	を
エックス線CT検査（低解 像）	1 試験	1 試料	4,900円	
エックス線CT検査（標 準）	1 試験	1 試料	9,590円	
エックス線CT検査（高解 像）	1 試験	1 試料	14,300円	

サブミクロンフォーカス エックス線検査	1 試験	1 試料	4,650円	に、
エックス線CT検査	1 試験	1 試料	4,800円。ただし、 測定時間が1時間 を超える場合は、 4,800円にその1 時間を超える測定 時間1時間につき 4,130円を加算し た額	

「3,990円」を「4,000円」に、「7,380円」を「7,390円」に改める。

2分析の項の表中「7,880円」を「7,900円」に、「13,200円」「9,420円」「8,390円」を

「13,900円」「9,470円」「8,420円」に、「5,220円」「3,410円」を「5,320円」「3,550円」に、「8,860円」を

「9,310円」に、

添加物分析	1 試料	1 成分	11,800円	を
醸造用水分析	1 試料	1 項目	3,270円	

「添加物分析」を「1 試料 1 成分 11,800円」に改め

る。

3加工の項の表中「740円」を「760円」に、「2,420円」を「2,430円」に、「5,900円」を「6,210円」に、「2,170円」を「2,210円」に改める。

4デザイン、モデル製作(2)モデル製作の項の表中「90円」を「140円」に改める。

**山形県告示第201号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入  
山形応援寄付金（株式会社一休がインターネットを通じて提供する公金の支払に係るシステムを利用して納付されるものに限る。）
- 3 指定年月日  
令和8年3月5日

**山形県告示第202号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により、清算法人荒谷土地改良区の次の清算人が退任した旨の届出があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

氏 名	住 所
遠 藤 清	天童市鎌田一丁目4番地1

**山形県告示第203号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和8年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 長井飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字小白川字才頭先三4180番から 同 大巻4185番まで	旧	24.1メートル } 11.0	89メートル
同 上	新	56.2メートル } 11.0	同 上

**山形県告示第204号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和8年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字菖蒲字荒砥川端104番1から  
同 中嶋一904番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年3月24日

**山形県告示第205号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和7年7月28日から令和8年2月3日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（3級基準点測量）

**山形県告示第206号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道（単独公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和45年9月30日から令和13年3月31日まで

**山形県告示第207号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 山形広域都市計画下水道事業  
(2) 名称 山形市公共下水道  
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連公共下水道)  
(最上川流域下水道（山形処理区）山形市流域関連特定環境保全公共下水道)

- 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
昭和63年5月27日から令和13年3月31日まで

**山形県告示第208号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
三川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 三川都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 三川町公共下水道（最上川下流域下水道（庄内処理区）三川町流域関連特定環境保全公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成5年10月29日から令和13年3月31日まで

**山形県告示第209号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
酒田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 酒田都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 酒田公共下水道  
（最上川下流域下水道（庄内処理区）酒田市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容  
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間  
平成11年7月9日から令和13年3月31日まで

**山形県告示第210号**

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称  
一級河川赤川水系大山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
令和8年3月11日
- 3 廃川敷地等の位置  
鶴岡市水沢字沢田263番  
鶴岡市水沢字前川原225番  
鶴岡市水沢字前川原226番

鶴岡市水沢字前川原227番  
 4 廃川敷地等の種類及び数量  
 土地 316.36㎡

**山形県告示第211号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課において縦覧に供する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域の名称 牛房野
- 2 土地の表示

尾花沢市大字牛房野の区域内の土地のうち、次の1点から24点までを順次結んだ線及び1点と24点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	緯 度	経 度
1点	北緯38度39分02秒4532	東経140度26分21秒6080
2点	北緯38度39分04秒9106	東経140度26分20秒3790
3点	北緯38度39分05秒4739	東経140度26分21秒8177
4点	北緯38度39分05秒6231	東経140度26分22秒6639
5点	北緯38度39分05秒3656	東経140度26分23秒8113
6点	北緯38度39分05秒5030	東経140度26分25秒6228
7点	北緯38度39分06秒0879	東経140度26分26秒1460
8点	北緯38度39分06秒5762	東経140度26分27秒2014
9点	北緯38度39分06秒9452	東経140度26分27秒8912
10点	北緯38度39分07秒6289	東経140度26分27秒9807
11点	北緯38度39分07秒9983	東経140度26分28秒4325
12点	北緯38度39分07秒6144	東経140度26分30秒3171
13点	北緯38度39分08秒0466	東経140度26分30秒9046
14点	北緯38度39分07秒7222	東経140度26分31秒4577
15点	北緯38度39分07秒1649	東経140度26分31秒0076
16点	北緯38度39分06秒5747	東経140度26分30秒6193

17点	北緯38度39分06秒0778	東経140度26分30秒0436
18点	北緯38度39分05秒6301	東経140度26分29秒4068
19点	北緯38度39分05秒1574	東経140度26分28秒8326
20点	北緯38度39分04秒3717	東経140度26分27秒4175
21点	北緯38度39分04秒0542	東経140度26分26秒6961
22点	北緯38度39分03秒4025	東経140度26分25秒2656
23点	北緯38度39分03秒0767	東経140度26分24秒5503
24点	北緯38度39分02秒7509	東経140度26分23秒8351

## 教育委員会関係

### 規 則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

#### 山形県教育委員会規則第2号

##### 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程（昭和29年8月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（旅費の支給）

第2条 学校職員の旅費の支給については、県職員等の旅費に関する条例（昭和26年10月県条例第48号）の適用を受ける職員のうち、知事の事務部局の職員の例による。

第3条から第8条までを削る。

別表第1及び別表第2を削る。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

##### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 須 貝 英 彦

#### 山形県教育委員会規則第3号

##### 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、特殊勤務手当支給の基準と手続（昭和35年10月県人事委員会規則5—2）第11条の2に規定する船員作業手当は、条例第20条に規定する学校職員のうち海事職給料表1級の職務にある者の例により支給する。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県教育委員会  
教育長 須 貝 英 彦

**山形県教育委員会規則第4号**

**山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則の一部を改正する規則**

山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則（平成6年10月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

**選挙管理委員会関係**

**告 示**

**山形県選挙管理委員会告示第32号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年3月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕 谷 真 生

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県東根市第一支部	清 野 康 隆	令和 5.12.25

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
菊池さだよし後援会	菊 池 貞 好	令和 5.12.31
元気未来！やまがた	岡 田 久 一	令和 7.12.15
本間しんいち後援会	本 間 武 由	令和 7.12.20

## 山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和8年3月24日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
菊池貞好	菊池さだよし後援会	令和 5.12.31

## 人事委員会関係

## 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子俊彦

## 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第101条第1項及び第2項並びに」を「第101条、第101条の2及び」に改める。

第11条第1項及び第2項中「同表」を「級別資格基準表」に改め、同条第4項中「同表」を「級別資格基準表」に、「には、その」を「として人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める」に改め、「ことができる」を削り、同条第5項中「同表」を「級別資格基準表」に改める。

第12条を次のように改める。

（経験年数の起算及び換算）

第12条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、その者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

第13条中「の区分」を「に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とする。）」に、「の資格」を「の資格（前条の規定の適用に際して用いられるものに限る。）」に、「前条」を「同条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、級別資格基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

第17条第1項中「同表」を「初任給基準表」に改め、同条第2項中「第19条」を「第20条」に改める。

第19条から第21条までを次のように改める。

第19条 削除

（経験年数を有する者の号給）

第20条 新たに職員となつた者（職務の級を第16条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち経験年数（第11条第2項第2号に掲げる者、同条第3項の規定の適用を受ける者及び第17条第1項の規定による号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者にあつては、級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数。以下この項において同じ。）を有する者の号給は、第17条第1項の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の3イに定める行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員

会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- 2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第12条から第14条までの規定を準用する。この場合において、第12条中「級別資格基準表を適用する場合における職員の」とあるのは「第20条第1項に規定する」と、「その者の」とあるのは「新たに職員となつた者の」と、第13条中「職員」とあるのは「新たに職員となつた者」と、「級別資格基準表」とあるのは「初任給基準表」と、「区分とする」とあるのは「区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする」と、第14条中「級別資格基準表」とあるのは「初任給基準表」と読み替えるものとする。

（特別の事情がある職員についての号給）

第21条 前条の規定により職員の号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合（次条又は第23条の規定によりその者の号給を決定する場合を除く。）は、前条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

第22条中「前2条」を「第20条」に、「これら」を「同条」に改める。

第23条中「又は第21条」を削り、「これら」を「同条」に改める。

第52条中「第15条」を「第15条各号」に、「、第16条第2項」を「及び第2項、第21条」に、「、第25条第5項」を「及び第5項」に、「第30条」を「第30条第1項」に、「第32条」を「第32条第1項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第68条第2号中「以上」を「以上（18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」に改める。

第77条第4項及び第79条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第82条の2第2項第1号中「第100条の2において「定年前再任用」という。」を削る。

第82条の3第1項第1号中「以下」を「以下この号において」に改める。

第87条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）駐車施設等 条例第12条の6第1項第4号に規定する駐車施設等をいう。

第88条第1項中「第12条の6第1項」を「第12条の6第1項第1号から第3号まで」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車施設等を変更し、駐車施設等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車施設等の料金」に改める。

第89条第1項中「提示又は」を「提示又は第90条の3に定める駐車施設等たる要件を具備していること及び駐車施設等の料金若しくは」に改める。

第90条中「第12条の6第1項各号」を「第12条の6第1項第1号から第3号まで」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（交通の用具）

第90条の2 条例第12条の6第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

（1）自動車のうち4輪以上のもの（側車付二輪自動車を除く。）（以下「自動車等」という。）

（2）自転車及び原動機付の交通の用具（自動車等を除く。）（以下「二輪車等」という。）

（駐車施設等）

第90条の3 条例第12条の6第1項第4号の人事委員会規則で定めるものは、勤務公署の周辺又は第89条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設を除く。

（1）職員が自転車を駐車するために使用する施設（自動車等及び自転車以外の二輪車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）

（2）職員用駐車場（勤務公署に勤務する職員のための駐車場として県その他団体が指定するものであつて、職員がその利用に係る料金を負担しないものをいう。）を使用することができる職員が使用する当該勤務公署の周辺にある施設

（3）その利用について職員の配偶者若しくは条例第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる

施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設

2 前項本文に規定する施設であり、かつ、同項各号に掲げるものに該当しないもの以外の施設であつて、自動車等又は二輪車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車施設等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める施設とする。

（駐車施設等に係る通勤手当が支給されない職員）

第90条の4 条例第12条の6第1項第4号の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

(1) 条例第12条の6第1項第2号又は第3号に掲げる職員等以外の職員

(2) 第95条第2号に掲げる職員

第93条の2を次のように改める。

第93条の2 削除

第93条の9第2項第2号イ中「当該復帰等の直前」を「前項第1号に規定する復帰の直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者」に改める。

第95条第2号中「額以上」を「額（駐車施設等を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車施設等利用職員」という。）にあつては、その額に同項第4号に定める額を加算した額）以上」に改め、同条第3号中「未満」を「（駐車施設等利用職員にあつては、その額に同項第4号に定める額を加算した額）未満」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（駐車施設等に係る通勤手当の額）

第95条の2 条例第12条の6第2項第4号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車施設等を利用する場合 次のイからハマまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハマまでに定める額

イ 月を単位として駐車施設等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車施設等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

(2) 2以上の駐車施設等を利用する場合 それぞれの駐車施設等について前号イからハマまでに定める額を合計した額

第96条の2第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車施設等を変更し、駐車施設等の利用を開始し若しくは終了し」に、「に変更」を「若しくは駐車施設等の料金に変更」に改め、同条第2項第1号中「」及び「」を「）、同項第4号に定める額及び」に改める。

第100条第2項及び第3項を次のように改める。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級 100分の2

(2) 2級 100分の4

(3) 3級 100分の6

(4) 4級 100分の8

(5) 5級 100分の10

(6) 6級 100分の12

3 前項の特地公署の級別区分は、別表第14に定めるとおりとする。

第100条の2第2項中「月額は、現に受ける」を「月額は、」に改め、「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同項の表中「職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この表において同じ」を「以下この表において「異動等の日」という」に改め、同条第3項第1号中「となり」を「となつて」に改め、同項第2号中「定年前再任用をされ、かつ、当該定年前再任用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「定年前再任用の日前」を「適用日前」に、「異動し、当該異動」を「異

動した事又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に、「なるもの」を「なるもの（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同項第3号中「定年前三任用をされた職員で、当該定年前三任用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「定年前三任用の前日」を「適用日前」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第4項第1号中「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日」を「適用日」に改め、同項第3号中「、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第4号中「当該職員が同号の定年前三任用の日」を「適用日」に、「定年前三任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第5号中「当該職員が同号の定年前三任用の日」を「適用日」に、「定年前三任用短時間勤務職員」を「給料表の適用を受ける職員」に、「当該定年前三任用の日」を「当該適用日」に改める。

第101条第2項を次のように改める。

2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる学校の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 準級 100分の2
- (2) 1級 100分の4
- (3) 2級 100分の6
- (4) 3級 100分の8
- (5) 4級 100分の10
- (6) 5級 100分の12

第101条に次の1項を加える。

3 前項の学校の級別区分は、別表第15に定めるとおりとする。

第101条の2第2項中「（定年前三任用短時間勤務職員にあつては、給料の月額）」を削り、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 条例第13条の5第4項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される学校職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する学校職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの
- (2) 新たに採用された学校職員で、新たに採用された日（以下この条において「採用日」という。）の前日に勤務していた学校に引き続き在勤することとなつた学校職員のうち、当該採用日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する学校職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動したことに伴つて住居を移転したものとなるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

4 前項の学校職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に規定する職員 当該学校職員の指定日に勤務する学校が同号に規定する異動の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に条例第13条の5第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び同条第3項の規定により指定日以降支給されることとなる額
- (2) 前項第2号に規定する職員 当該学校職員が採用日前から学校職員として引き続き勤務していたものとした場合に条例第13条の5第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び同条第3項の規定により指定日以降支給されることとなる額
- (3) 前項第3号に規定する職員 人事委員会が別に定める期間及び額

別表第6ロの項の表の備考第1項中「ものとし、その基準学歴は、警察官Aは大学卒、警察官Bは高校卒とする」を削り、同別表ニの項の表の備考第1号中「同表」を「修学年数調整表」に改め、同表の備考第2号中「で第19条第1項の規定の適用を受けないもの」を削る。

67	41

67	41
67	41
67	41
68	41

別表第7イの項の表中


を

69	41
70	41
71	41
72	41
73	41

に改め、同別表ロの項の表6級の欄中

75

を

75
75
76
77
78
79
80
81
82

に改め、同別表トの項の表4級の欄中

31

を

31
31
31
31
31
31
32
32
32
33

に改め、同別表

リの項の表6級の欄中

31

を

31
31
31
31
32
32
32
32
33

に改め、同別表ヌの項の表6級の欄中

32

を

32
32
32
32
33
33
34
34
35

に改める。

別表第7の2イの項の表3級の欄中

109

を

109
109
109
109
109
109
109
109
109
109

に改め、同表4級の欄中

85
85
85

93
93
93







93

別表第13イの項の表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 自動車等使用に係る額

使用距離		額
	2キロメートル未満	0円
2キロメートル以上	4キロメートル未満	2,500円
4キロメートル以上	6キロメートル未満	4,200円
6キロメートル以上	8キロメートル未満	5,600円
8キロメートル以上	10キロメートル未満	7,000円
10キロメートル以上	12キロメートル未満	8,200円
12キロメートル以上	14キロメートル未満	9,500円
14キロメートル以上	16キロメートル未満	10,600円
16キロメートル以上	18キロメートル未満	11,800円
18キロメートル以上	20キロメートル未満	12,900円
20キロメートル以上	22キロメートル未満	14,000円
22キロメートル以上	24キロメートル未満	15,100円
24キロメートル以上	26キロメートル未満	16,100円
26キロメートル以上	28キロメートル未満	17,100円
28キロメートル以上	30キロメートル未満	18,200円
30キロメートル以上	32キロメートル未満	19,200円
32キロメートル以上	34キロメートル未満	20,300円
34キロメートル以上	36キロメートル未満	21,400円
36キロメートル以上	38キロメートル未満	22,500円
38キロメートル以上	40キロメートル未満	23,500円
40キロメートル以上	42キロメートル未満	25,400円

42キロメートル以上	44キロメートル未満	26,800円
44キロメートル以上	46キロメートル未満	28,300円
46キロメートル以上	48キロメートル未満	29,500円
48キロメートル以上	50キロメートル未満	30,700円
50キロメートル以上	52キロメートル未満	31,900円
52キロメートル以上	54キロメートル未満	33,100円
54キロメートル以上	56キロメートル未満	34,200円
56キロメートル以上	58キロメートル未満	35,200円
58キロメートル以上	60キロメートル未満	36,200円
60キロメートル以上	62キロメートル未満	37,200円
62キロメートル以上	64キロメートル未満	38,600円
64キロメートル以上	66キロメートル未満	40,000円
66キロメートル以上	68キロメートル未満	40,600円
68キロメートル以上	70キロメートル未満	41,200円
70キロメートル以上	72キロメートル未満	41,800円
72キロメートル以上	74キロメートル未満	42,400円
74キロメートル以上	76キロメートル未満	43,200円
76キロメートル以上	78キロメートル未満	43,800円
78キロメートル以上	80キロメートル未満	44,400円
80キロメートル以上	82キロメートル未満	45,000円
82キロメートル以上	84キロメートル未満	45,600円
84キロメートル以上	86キロメートル未満	46,400円
86キロメートル以上	88キロメートル未満	47,300円
88キロメートル以上	90キロメートル未満	48,400円

90キロメートル以上	92キロメートル未満	49,500円
92キロメートル以上	94キロメートル未満	50,600円
94キロメートル以上	96キロメートル未満	51,600円
96キロメートル以上	98キロメートル未満	52,700円
98キロメートル以上	100キロメートル未満	53,800円
100キロメートル以上		54,900円

別表第13イの項の表の備考第2項中「65キロメートル」を「102キロメートル」に改める。  
別記様式第4号及び別記様式第4号の2を次のように改める。

別記様式第4号

通 勤 届

年 月 日 提出

任命権者		勤務公署・所属名												
		所 在 地												
職 名		( )		住居 (通勤経路の略図は「通勤経路の略図①」欄へ記入すること。)										
氏 名														
山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続) 第88条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。														
届出の理由														
<input type="checkbox"/> 1 新規 (任命権者を異にして異動した場合を含む。) <input type="checkbox"/> 2 勤務公署の所在地を異にする異動 <input type="checkbox"/> 3 住居の変更 <input type="checkbox"/> 4 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 5 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 6 駐車施設等の変更等 <input type="checkbox"/> 7 運賃等又は駐車施設等の料金の負担額の変更		<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□に△印を付する。)												
順路	通勤の方法別	区 間	距 離	所 時 間	要 間	乗車券等の種類	左 欄 の 乗車券等の額	駐車施設等の所在地	駐車施設等の料金	駐車施設等の利用形態	考 備	年	月	日
1		住 居 から ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					
2		か ら ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					
3		か ら ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					
4		か ら ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					
5		か ら ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					
6		か ら ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					
7		か ら ( 経 由 )	・ km	分	分		円		円					

総通勤距離 2 km未満の場合に普通交通機関等を利用又は交通用具を使用する理由		総通勤距離	総所要時間	分
記入上の注意		km		
<p>1 「届出の理由」欄中「4 通勤経路の変更」及び「5 通勤方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「7 運賃等又は駐車施設等の料金の負担額の変更（交替制勤務から普通勤務への変更等）による負担額の変更を含む。</p> <p>2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動二輪車、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。</p> <p>この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第90条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。</p> <p>3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇簡月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の別を記入する。</p> <p>4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（〇簡月）、〇枚綴回数券、優待乗車券等）の額を記入する。</p> <p>5 「駐車施設等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車施設等の所在地（〇市〇丁目〇番〇号等）を記入する。</p> <p>6 「駐車施設等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車料金の都度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額）を記入する。</p> <p>7 「駐車施設等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（〇簡月）、1回払い、回数券（〇枚綴り〇円）等の別を記入する。</p> <p>8 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。</p> <p>9 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。</p>				

条例第12条の6第3項又は第4項の適用を受ける職員（新幹線鉄道等利用者）

- 8 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 9 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 10 配偶者と同居して子を養育するために転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 11 介護のために父母の住居等に転居し、通勤が困難となったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員
- 12 上記10又は11たる職員の要件を欠くに至った職員
- 13 その他（ ）

*現公署への異動発令年月日		年	月	日	年	月	日
*異動等の直前の住居		*異動等前の住居への入居年月日			*現住居への入居年月日		
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等（通勤経路の略図は「通勤経路の略図②」欄へ記入すること。）							
順路	通勤方法の別	区	間	距離	所要時間	備考	
1	住居から（経由）	まで		km	分		
2	から（経由）	まで		km	分		
3	から（経由）	まで		km	分		
4	から（経由）	まで		km	分		

5	から（ 経由）	まで	・ km	分
6	から（ 経由）	まで	・ km	分
記入上の注意			総通勤距離	総所要時間
<p>1 *欄は□8に△印を付した職員のみ記入する。</p> <p>2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、自動車、自動二輪車、自動車、〇〇線等の別を記入する。この場合において、交通用具の種類を記入するときは、規則第90条の2に規定する自動車等と二輪車等の区別が明確にわかるようにすること。</p>			・ km	分
<p>通勤経路の略図①（住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。）</p>			<p>通勤経路の略図②（新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の住居から勤務公署までの略図を記入し、通勤経路を朱書すること。ただし、左図と同様の場合は、「同左」と記入すること。）</p>	





（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（令和7年3月21日）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「、第82条の3、第100条第3項、第100条の2第2項、第3項及び第4項、第101条第2項並びに第101条の2第2項」を「及び第82条の3」に改め、「並びに第100条の2第3項及び第4項」を削り、「改正後の規則第82条の2第2項第1号」を「同項第1号」に改め、「、「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、改正後の規則第100条の2第3項第2号及び第3号中「定年前再任用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第4項第4号及び第5号中「定年前再任用の」とあるのは「暫定再任用の」と」を削る。

附則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定（山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）第101条の2第3項及び第4項の改正規定を除く。）及び第2条の規定は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定（規則5-1第101条の2第3項及び第4項の改正規定に限る。）による改正後の規則5-1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（施行日前から駐車施設等を利用している職員の届出）

- 3 施行日前から駐車施設等（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年12月県条例第44号）第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第12条の6第1項第4号に規定する駐車施設等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車施設等を利用することにより施行日において同号の職員たる要件を具備するに至った者は、第1条の規定による改正後の規則5-1（以下「改正後の規則」という。）第88条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（別記様式に関する経過措置）

- 4 施行日において現に提出されている第1条の規定による改正前の規則5-1（以下「改正前の規則」という。）別記様式第4号による通勤届又は現に作成されている改正前の規則別記様式第4号の2による通勤手当認定簿は、それぞれ改正後の規則別記様式第4号による通勤届又は改正後の規則別記様式第4号の2による通勤手当認定簿とみなす。
- 5 通勤届及び通勤手当認定簿の様式については、当分の間、改正後の規則別記様式第4号及び別記様式第4号の2にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を次のように改正する。

別記様式(1)中 「3級加算」を「上位級加算」に、

運賃等相当額	特別料金等		定期情報			
	種別	特別料金実額	運賃等相当額	特別料金実額	期間	支給年月

を

運賃等 相当額	駐車施設 等料金 相当額	特別料金等		定期情報			
		種別	特別料金 実額	運賃等 相当額	特別料金 実額	期間	支給 年月

に改める。

**附 則**

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 職員別給与簿（給与基本台帳）の様式については、当分の間、改正後の別記様式(1)にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「方法とする」を「方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第3号中「第1号の規定により算定した」を「取得した見積」に、「当該額とする」を「当該額とする（第1項に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）」に改める。

別表第1の備考第1項中「命令の変更及び旅費の調整基準の適用区分」を「旅行命令等の変更内容」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則14-5（聴聞の手続に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則14-5（聴聞の手続に関する規則）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則14-5（聴聞の手続に関する規則）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

**企業局関係**

**規 程**

**山形県企業管理規程第1号**

山形県企業局聴聞の手続に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

**山形県企業局聴聞の手続に関する規程の一部を改正する規程**

山形県企業局聴聞の手続に関する規程（平成6年12月県企業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

**附 則**

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局聴聞の手続に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月24日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

#### 山形県病院事業局聴聞の手続に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局聴聞の手続に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和8年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年10月31日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市

#### 2 受験手続

調理師試験受験願書を令和8年6月1日（月）から同月15日（月）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課において同月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

#### 3 その他

詳細については、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課（電話023(630)2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び上山市役所において令和8年7月24日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コストコホールセールかみのやま倉庫店

上山市蔵王みはらしの丘21番

#### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）縦覧に供する届出書のとおり

（変更後）縦覧に供する届出書のとおり

3 変更年月日

縦覧に供する届出書のとおり

4 届出年月日

令和8年3月9日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年7月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があつた。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
最上郡金山町大字有屋字上裏田表1027番1	田	646
最上郡金山町大字有屋字谷源寺775番	田	3,691
最上郡金山町大字有屋字谷源寺775番1	田	82

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年6月	5年	110,475円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市広野字尾形84番	田	1,901
酒田市広野字尾形85番	田	1,318

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	10年	257,520円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市広野字尾形86番	田	2,867

酒田市広野字尾形88番	田	1,314
-------------	---	-------

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	10年	320,080円

- 5 その他  
この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市広岡新田字大水門下433番	田	261
酒田市広岡新田字大水門下434番	田	1,044

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	5年	52,200円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市新青渡字広面田176番1	田	4,230
酒田市新青渡字広面田176番2	田	232

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	5年	223,100円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市桜林字惣田250番	田	1,261
酒田市桜林字惣田251番	田	2,351
酒田市桜林字惣田252番	田	2,218
酒田市桜林字惣田253番	田	1,863
酒田市桜林字惣田254番	田	1,480

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	5年	458,650円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市本川字堰中257番	田	2,925
酒田市本川字堰中259番	田	3,004
酒田市本川字堰中260番	田	3,009
酒田市本川字堰中261番	田	1,970

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	5年	545,400円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年4月7日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和8年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月24日

山形県監査委員 加 賀 正 和  
 山形県監査委員 小 松 伸 也  
 山形県監査委員 柴 田 優  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理並びに主な事務事業の執行並びに内部統制の対象とする適正な管理及び執行を確保する必要がある事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関55箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
工業技術センター置賜試験場	令和8年1月9日	加賀委員	柴田委員
荒 砥 高 等 学 校	令和8年1月9日	加賀委員	柴田委員
南 陽 警 察 署	令和8年1月9日	加賀委員	柴田委員
新 庄 北 高 等 学 校	令和8年1月9日	小松委員	海老名委員
新 庄 南 高 等 学 校	令和8年1月9日	小松委員	海老名委員
新 庄 警 察 署	令和8年1月9日	小松委員	海老名委員
小 国 警 察 署	令和8年1月9日	海老名委員	—
高度技術研究開発センター	令和8年1月19日	加賀委員	柴田委員
楯 岡 特 別 支 援 学 校	令和8年1月19日	加賀委員	柴田委員
朝 日 学 園	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
谷 地 高 等 学 校	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
村 山 産 業 高 等 学 校	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
寒 河 江 警 察 署	令和8年1月19日	小松委員	海老名委員
職 員 育 成 セ ン タ ー	令和8年1月21日	加賀委員	柴田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	令和8年1月21日	加賀委員	柴田委員
図 書 館	令和8年1月21日	加賀委員	柴田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	令和8年1月21日	小松委員	海老名委員

産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和8年1月21日	小松委員	海老名委員
こ ども 医 療 療 育 セ ン タ ー	令和8年1月22日	加賀委員	柴田委員
山 形 中 央 高 等 学 校	令和8年1月22日	加賀委員	柴田委員
山 形 盲 学 校	令和8年1月22日	加賀委員	柴田委員
山 形 東 高 等 学 校	令和8年1月22日	小松委員	海老名委員
山 形 工 業 高 等 学 校	令和8年1月22日	小松委員	海老名委員
庄 内 児 童 相 談 所	令和8年1月23日	柴田委員	—
鶴 岡 乳 児 院	令和8年1月23日	柴田委員	—
知的障がい者更生相談所庄内支所	令和8年1月23日	柴田委員	—
庄 内 農 業 高 等 学 校	令和8年1月23日	柴田委員	—
青 年 の 家	令和8年1月26日	柴田委員	—
新 庄 養 護 学 校	令和8年1月26日	柴田委員	—
教 育 セ ン タ ー	令和8年1月29日	柴田委員	—
南 陽 高 等 学 校	令和8年1月29日	柴田委員	—
天 童 警 察 署	令和8年1月29日	柴田委員	—
村 山 特 別 支 援 学 校	令和8年1月29日	海老名委員	—
山 形 警 察 署	令和8年1月29日	海老名委員	—
衛 生 研 究 所	令和8年2月4日	加賀委員	柴田委員
左 沢 高 等 学 校	令和8年2月4日	加賀委員	柴田委員
山 形 南 高 等 学 校	令和8年2月4日	小松委員	海老名委員
山 辺 高 等 学 校	令和8年2月4日	小松委員	海老名委員
寒 河 江 高 等 学 校	令和8年2月4日	小松委員	海老名委員
環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	令和8年2月6日	柴田委員	—
村 山 警 察 署	令和8年2月6日	柴田委員	—

尾 花 沢 警 察 署	令和8年2月6日	柴田委員	—
山 形 空 港 事 務 所	令和8年2月6日	小松委員	海老名委員
村 山 教 育 事 務 所	令和8年2月6日	小松委員	海老名委員
米 沢 鶴 城 高 等 学 校	令和8年2月9日	柴田委員	—
置 賜 農 業 高 等 学 校	令和8年2月9日	柴田委員	—
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
山 形 北 高 等 学 校	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
上 山 明 新 館 高 等 学 校	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
上 山 警 察 署	令和8年2月20日	加賀委員	柴田委員
東 桜 学 館 中 学 校	令和8年2月20日	小松委員	—
山 形 西 高 等 学 校	令和8年2月20日	小松委員	—
東 桜 学 館 高 等 学 校	令和8年2月20日	小松委員	—
ゆ き わ り 養 護 学 校	令和8年2月20日	小松委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 福祉相談センター

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

契約書の規定に基づかず、月ごとに行うべき代金の支払をしていないもの

電子複写機の複写サービス契約（令和6年7月分～令和7年1月分）

請求書受理日 令和7年3月10日

支払日 令和7年4月4日

支出額 282,796円

ロ 工業技術センター

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので1万円以上のもの

県有機械貸付収入

調定日 令和7年5月23日

納期限 令和7年6月30日

納入日 令和7年10月24日

金額 23,940円

(ロ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

収入の調定が適切でないもの

a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

土地建物貸付収入（自動販売機1台設置に係る賃貸借料）

調定すべき日 令和7年4月1日

調定日 令和7年5月15日

調定額 65,560円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの

自動販売機設置に伴う電気料実費負担分 令和7年3月分

調定すべき日 令和7年4月8日

調定日 令和7年5月15日

調定額 6,052円

#### ハ 山形工業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 124件

3箇月超 106件

#### ニ 庄内児童相談所

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

一時保護所に入所する児童への虐待があったもの

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの

公用車修理費

請求書受理日（検収日） 令和6年5月24日

支払期限 令和6年6月7日

支払日 令和6年10月30日

支出額 183,623円

#### ホ 新庄養護学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

5年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、事務事業の執行体制の改善が必要と認められるもの

a 期末手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年12月支給分

既支給額（100分の100） 434,647円

正支給額（100分の80） 337,518円

要返納額 97,129円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和6年12月支給分

既支給額（100分の100） 363,990円

正支給額（100分の95） 345,790円

要返納額 18,200円

#### ヘ 南陽高等学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 4件 合計747,574円

主な事例は以下のとおり

建築物環境衛生管理業務（上期分）

検査日 令和6年9月30日

請求書受理日 令和7年5月2日

支払日 令和7年5月29日

支出額 482,350円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計96,753円

主な事例は以下のとおり

産業廃棄物処分業務委託

検査日 令和7年3月18日

請求書受理日 令和7年5月15日

支払日 令和7年5月29日

支出額 42,460円

ト 山形警察署

- (イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの

役員費（捜査関係事項照会の回答の取得に要した経費）

請求書受理日 令和6年12月16日

支払期限 令和6年12月27日

支払日 令和7年2月17日

支出額 5,500円

チ 村山教育事務所

- (イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 110件

3箇月超 49件

リ 米沢鶴城高等学校

- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で旅費支給手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 152件

3箇月超 151件

ヌ 置賜農業高等学校

- (イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約書を作成する必要があるにもかかわらず契約締結時に作成していないもの

D X加速化推進事業関連機器一式の調達及び役務

契約額 2,249,000円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

- (イ) 通知、指示時期等が遅延したため事務事業の執行に影響を与えたもので軽微なもの（置賜農業高等学

校)

- (ロ) 電子メールを送信する際、他の受信者のメールアドレスが見える状態で送信したもので、メールアドレスが個人情報に該当しないもの（図書館）

ロ 収入

- (イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（こども医療療育センター）

ハ 支出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（村山産業高等学校、山形東高等学校、庄内農業高等学校、南陽高等学校、村山教育事務所、米沢鶴城高等学校）
- (ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（山形東高等学校、山形工業高等学校、庄内農業高等学校、ゆきわり養護学校）
- (ハ) 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等を発生させたもの（山形中央高等学校、教育センター、村山教育事務所）
- (ニ) 資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から1箇月を超えて遅延しているもの（庄内児童相談所）
- (ホ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（庄内農業高等学校、村山特別支援学校、村山警察署）
- (ヘ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（山形工業高等学校、山形南高等学校、村山教育事務所、置賜農業高等学校）
- (ト) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（福祉相談センター）
- (フ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの（新庄北高等学校、庄内農業高等学校）

ニ 契約

- (イ) 業務委託契約書において、必要事項の記載が不備なもの（山形中央高等学校）
- (ロ) 契約保証金を正当な理由もなく徴収していないなど、保証金の徴収、免除又は還付の手続が適切でないもので軽微なもの（山形東高等学校、南陽高等学校）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事、山形県教育委員会教育長及び山形県公安委員会委員長から、令和8年2月13日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和8年3月24日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
鶴岡警察署	支出事務が適切でないもの	照会の回答に係る手数料の請求書を受理した際は、照会管理簿に記載し、担当者の上司等複数人による点検を定期又は随時に行い、処理状況の確認を徹底することで支払遅延の防止を図る。

庄内空港事務所	契約の締結又は履行が適切でないもの	<p>契約保証金の有無については、法令遵守を図るべく、地方自治法施行令及び山形県財務規則に照らし合わせ、適用する条項を伺い等に明記し、また免除可能な案件については業者から必要な書類の提出を求めるなど、複数人において確認できるようにする。</p> <p>契約保証金の徴収が必要な場合は、契約前に請求（納入通知書の発行）し、確実に納入されていることを領収証書の写し等において確認してから契約を締結する。</p>
水産研究所	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	<p>潜水作業に関して、内規である潜水業務心得を全面的に見直した「潜水業務マニュアル」を令和7年5月に策定し、すみやかに職員に周知した。</p> <p>潜水作業を行う場合は、事前に所長の決裁（承認）を受けなければならないことを年1回の全体会議及び月1回の運営会議や週1回のミーティング等において、所長及び副所長から職員に対し周知し、潜水業務の事前伺いを徹底する。</p>
森林研究研修センター	支出事務が適切でないもの	<p>相手方からの請求書の提出を受けての支出処理を改め、当方から請求書の提出を依頼する。</p> <p>年間業務執行予定表に「水使用負担金支払」を記載し、職員間で処理状況を共有する。</p>
米沢養護学校	公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの	<p>金庫の常時施錠及び公印の施錠管理を徹底するとともに、通帳と支出伺の突合及び金庫内の現金の確認を毎月実施する。さらには、インターネットバンキングや法人向けクレジットカードによる支払いにより可能な限り学校内で現金を扱わないこととし、適正な公金等管理の徹底を図る。</p>
	支出事務が適切でないもの	<p>旅費の支払について、旅行命令簿及び財務会計システムでの進捗状況の確認を徹底し、支払遅延の防止を図る。</p>
酒田特別支援学校	支出事務が適切でないもの	<p>現場実習の委託費用に係る請求書の催促・支払が遅れたことから、業務の進捗状況が確認できる一覧表を作成・共有し、事務室全体で進捗管理を行うことにより、支払遅延の防止を図る。</p>

令和8年3月24日印刷 発行所 山形県庁  
令和8年3月24日発行 発行人 山形県